

【育成が必要となることの証明書類】

育成が必要な状況		入会できる要件	証明する書類
1	就労（居宅外）	休憩時間を除いた <u>実労働時間月 80 時間以上かつ 月平均 15 日以上</u> ※育児休業中で復帰する場合、 復帰後の就労時間を確認しま す。	1 就労証明書 証明日が3ヶ月以内であれば向日市 立保育所入会申請用のコピーも可。 2 変則勤務の場合は、スケジュール 表、又は直近3ヶ月のシフト表
	就労（自営業）	※居宅内で就労の場合、自営業 と同様の証明書類を提出して ください。	1 就労証明書 2 下記のいずれか（名刺は不可） (1) 前年の確定申告書（第1表のコ ピー）、e-Tax（受信通知・申告デ ータ出力） (2) 開業届・営業許可証等のコピー 3 自営業等に関する就労状況申出書
2	就学	<u>月 80 時間以上かつ 月平均 15 日以上の授業等</u> ※児童の兄弟姉妹が就学の場合 は必要ありません。	1 入会する年度の在学証明書（学生 証のコピーも可） 2 時間割 ※4月から、児童会入会と同時に入学 予定の方は、入学決定通知のコピー と履修内容が確認できる書類等
3	保護者の病気 （入院・通院）	放課後に育成が困難である場合	診断書（留守家庭児童会入会申請用）
	家族の看護・介護		1 介護・看護状況届出書 2 ケアプラン等のコピー
4	出産	<u>出産予定日の産前産後 8 週間</u> 多胎児妊娠の場合は産前 14 週間 ※育児休業期間の利用はできま せん。	1 母子手帳の母親の氏名、分娩予定 日が分かるページのコピー （出産後） 2 分娩日がわかる書類（コピー可）

※就労先が複数ある場合は、それぞれの事業所の就労証明書を提出してください。

※土曜利用希望の方は、土曜日の勤務の頻度について、証明が必要です。事業者に就労証明書備考欄への記載を依頼してください。

※今後の就労見込を提出された場合は、就労後、直近3ヶ月分の就労証明書（実績）の提出が必要です。提出がない、遅れるなどの場合は、退会となることがあります。

※病院の任意様式の診断書を提出する場合は、児童の育成が困難である等の診断と育成できない期間の記載が必要です。